

○さいたま市文化賞表彰規則

平成 15 年 3 月 27 日
規則第 32 号

(目的)

第 1 条 この規則は、市民又は市にゆかりのある者若しくは団体で、文化芸術又はスポーツの分野において顕著な功績のあったものに、さいたま市文化賞(以下「文化賞」という。)を贈り、その功績を表彰することを目的とする。

(選定)

第 2 条 文化賞の表彰を受ける者又は団体(以下「受賞者」という。)は、市長が、必要に応じて指名する者の意見を聴いて選定する。

(表彰の方法)

第 3 条 表彰は、受賞者に表彰状(様式第 1 号)及びさいたま市文化章(様式第 2 号)を授与して行う。

2 前項に定めるもののほか、受賞者には、記念品を授与することができる。

(表彰の時期)

第 4 条 表彰は、随時行う。

(功績の公表)

第 5 条 受賞者の功績は、市の広報等により公表するものとする。

2 市の広報に掲載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 略歴
- (3) 表彰する功績の概要
- (4) 写真

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、文化賞に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 13 年 4 月 30 日以前において、合併前の浦和市文化功労顕彰会要綱(昭和 60 年浦和市制定)の規定により浦和市文化栄誉賞を贈られていた者並びに合併前の大宮市文化賞表彰規則(平成元年大宮市規則第 33 号)の規定により大宮市文化賞を贈られていた者及び団体は、それぞれこの規則の規定により文化賞を贈られた者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 5 月 19 日から施行する。